

# 通所型サービス A (基準緩和サービス) について

## 基準緩和サービスについて

- 介護予防通所介護よりも人員、運営等の基準を緩和した「通所型サービスA(基準緩和サービス)」を平成29年4月から実施します。
- 介護予防(閉じこもり予防等)のため外出や運動、交流の場が必要な方への支援を図ります。
- 要支援者等の選択できるサービス、支援を充実し、在宅生活の安心確保につなげます。

## 対象となる方とサービス提供者について

### ■対象者

- 要支援者もしくは事業対象者で、介護予防(閉じこもり予防等)のため外出や運動、交流の場が必要な方を対象とします。
- 入浴、排泄、食事等の身体介護が不要な方を想定しています。

### ■サービス提供者

- 通所型サービスAの指定を受けた介護予防通所介護事業所の従事者

## サービス内容について

- 運動(体操等)、レクリエーション、送迎、健康チェック、相談援助、入浴、食事等の中から事業者がサービスを設定します。(入浴・食事は実費)

## 事業所の指定について

- 既存の介護予防通所介護事業所がサービスを提供します。
- 介護予防通所介護相当サービスと同様に大曲仙北広域市町村圏組合が実施事業所の指定を行います。
- 申請書様式、添付必要書類は介護予防通所介護相当サービスの指定に係る申請書等と同様とする予定です。様式、添付必要書類は次回説明会(1月下旬から2月初旬にかけて開催予定)でお示しします。

## 報酬の支払いについて

- 介護予防給付や介護予防通所介護相当サービスと同様、審査及び支払に関する事務を国保連合会に委託して行います。
- 基準緩和サービス用の請求コードを広域で用意します。

## 通所型サービスの基準について

※( )は、国の居宅サービスの指定基準省令による。

分類	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA (基準緩和サービス)
人員	①管理者 常勤・専従1 以上(94条) ②生活相談員 専従1 以上 ③看護職員 専従1 以上 (定員10 人以下の場合は、看護職員又は介護職員いずれか1 以上)	①管理者 専従1 以上  ※常勤、非常勤を問わない ※支障がない場合、当該通所型サービスAの他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能

分類	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和サービス）
人員	<p>④介護職員</p> <p>15人以下専従1以上</p> <p>15人超利用者1人につき</p> <p>専従0.2人以上</p> <p>（生活相談員・介護職員の1以上は常勤）</p> <p>⑤機能訓練指導員1以上(93条)</p> <p>※その他介護予防通所介護の基準と同様</p>	<p>②従事者</p> <p>15人以下 専従1以上</p> <p>15人超 利用者1人に必要数</p> <p>※常勤・非常勤を問わない</p> <p>※生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置は不要</p>
設備	<p>①食堂及び機能訓練室 （3㎡×利用定員以上）</p> <p>②静養室・相談室・事務室</p> <p>③消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>④必要なその他の設備・備品(95条)</p>	<p>①サービス提供のために必要な場所 （3㎡×利用定員以上）</p> <p>②消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>③必要なその他の設備・備品</p>
運営 [ポイント]	<p>※介護予防通所介護の基準と同様</p>	<p>・必要に応じて個別サービス計画の作成</p> <p>※ケアプランの記載内容のみでは不十分である場合等(例:時間帯等の本人の希望 等)</p>

分類	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和サービス）
運営	<p>個別サービス（通所介護）計画の作成(99条)            内容及び手続の説明及び同意（8条）            受給資格等の確認(11条)            心身の状況等の把握(13条)            地域包括支援センター（居宅介護支援事業所）等との連携(14条)            介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供(16条)            介護予防ケアプランの変更の援助(17条)            サービス提供の記録・整備（19条・104条の3）            利用料等の受領・証明書の交付(96・21条)            利用者に関する市町村への通知(26条)            緊急時・事故発生時対応・非常災害対策（27・104の2・103条）            運営規程(100条)            従事者の清潔保持・健康状態の管理（衛生管理等）(104条)            従事者または従事者であったものの秘密保持(33条)            地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止(35条)            苦情処理(36条)            地域との連携(36条の2)            定員の遵守(102条)            管理者の責務(52条)            廃止・休止の届出と便宜の提供(介護保険法74条5項)</p> <p>提供拒否の禁止（9条）            要介護認定の申請に係る援助(12条)            法定代理受領サービス提供を受ける為の援助(15条)            通所介護の基本的取扱方針・具体的取扱い方針（97・98条）            勤務体制の確保・掲示・広告(101・32・34条)</p>	<p>※必要に応じて個別サービス計画の作成            内容及び手続の説明及び同意            受給資格等の確認            心身の状況等の把握            地域包括支援センター等との連携            介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供            介護予防ケアプランの変更の援助            サービス提供の記録・整備            利用料等の受領・証明書の交付            利用者に関する市町村への通知            緊急時・事故発生時の対応・非常災害対策            運営規程            従事者の清潔の保持・健康状態の管理            従事者または従事者であったものの秘密保持            地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止            苦情処理            地域との連携            定員の遵守            管理者の責務            廃止・休止の届出と便宜の提供</p>

分類	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和サービス）
単価	要支援1・事業者対象者 378 単位／回 月4 回超の場合 1,647 単位／月 要支援2・事業者対象者 389 単位／回 月8 回超の場合 3,377 単位／月	半日以上… 310単位／回（入浴・食事は実費）  ＊送迎は込み
加算減算	◎現行相当	◎加算はなし ◎定員超過、介護職員が欠員の場合の減算はあり
上限回数	事業者対象者は要支援1の限度とするが、 利用者の状態で月8回を上限とする。 （ケアマネジメントで必要性を判断）	月4回まで
利用者負担・請求	所得状況で1割・2割負担 請求は国保連合会経由	所得状況で1割・2割負担 請求は国保連合会経由